

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令 新旧対照条文 **抄**

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>② (私立認定保育所に係る法の適用) 第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。</p>	<p>② (私立認定保育所に係る法の適用) 第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第四号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第五号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（法の適用に関する特例）</p> <p>第一条 国の開設する病院、診療所又は助産所に関して医療法（以下「法」という。）を適用するについては、次の表の上欄に掲げる法の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p>			
(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条ただし書	ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。	(略)	ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する
第十二条第二項	その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可	(略)	その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可
(略)	(略)	(略)	(略)
第十八条ただし書	ただし、病院又は診療所の管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。この場合においては、当該病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所所在地の都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する	(略)	ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
第十二条第二項	その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可	(略)	その病院、診療所又は助産所の所在地の都道府県知事の許可
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	市の市長又は特別区の区長)にその旨を通知しなければならない。
-----	-----	--------------------------------

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条の三	当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。	主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならない。
(略)	(略)	(略)

(基準病床数の算定の特例)
第五条の二 (略)

2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)に関する同条第五項に規定する基準(以下「算定基準」という。)によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定基準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

(略)	(略)	市の市長又は特別区の区長)にその旨を通知しなければならない。
-----	-----	--------------------------------

(読替規定)

第四条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に関してこの政令を適用するについては、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条の二	当該診療所所在地の都道府県知事に届け出なければならない。	主務大臣において厚生労働大臣に通知しなければならない。
(略)	(略)	(略)

(基準病床数の算定の特例)
第五条の二 (略)

2 法第三十条の四第六項の規定により、同条第二項第十一号に規定する基準病床数(以下「基準病床数」という。)に関する同条第五項に規定する標準(以下「算定標準」という。)によらないこととする場合の基準病床数は、厚生労働省令で定めるところにより、算定標準に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

第五条の三 (略)

2 法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3・4 (略)

第五条の四 (略)

2 法第三十条の四第八項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 (略)

第五条の三 (略)

2 法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3・4 (略)

第五条の四 (略)

2 法第三十条の四第八項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

3 (略)